

第 4 章 地域特性

第4章 地域特性

〈地域概況〉

大月市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、南は都留市、富士河口湖町、西は、笛吹市、甲州市、北は小菅村に囲まれている。

首都東京は東に約75km、県都甲府市は西に約35kmの距離にあり、いずれもJR中央本線や中央自動車道、国道20号などの幹線交通網で繋がっている。さらに、これらの交通網と交差する国道139号や都留市・富士河口湖町へ向かう富士急行線などの分岐点に位置し、古くから交通の要衝となっている。

また、富士山の北東約30kmに位置しており、富士山の景勝地としても知られている。

地勢については、北・東・西に頂点を持つおおむね三角形をしており、最も標高の高い場所は北部に位置する小金沢山で、その標高は2,000mを越えている。

市の南部には、富士山麓の山中湖に発し笹子峠南谷より東に流れる桂川や、その支流の笹子川が流れ、これとほぼ直角に真木川、浅利川、葛野川などが流入し、それに繋がる大小さまざまな支流とともに複雑な起伏を形成している。

気候は、表日本型気候（中央高原型）に属しており、夏は暑く冬は寒く、寒暖の差が激しい気候である。空気は乾燥し、降水量は少なく、晴天が多く、昼夜の気温・湿度の変化も大きいなど、激しい気候といえる。（大月市ホームページより）

4-1 地域の自然的状況

4-1-1 大気環境

(1) 気象

大月観測所の平成24年の平均気温は12.8℃であり、夏季（6月～8月）の気温は19.1℃～25.6℃、冬季（11月～2月）の気温は0.4℃～8.0℃であった。月毎の降水量（総量）は40.5mm（12月）～243.5mm（6月）の範囲であった。月毎の平均風速は1.4m/s～1.9m/sで、夏季にやや弱くなる傾向がみられた。

(2) 大気質

計画地周辺の測定局である大月（北都留合同庁舎）及び都留（南都留合同庁舎）について整理した平成23年度の大気測定結果は、表4-1-1に示すとおりである。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については環境基準を上回っていた。また、山梨県内の光化学スモッグ注意報発令状況は、表4-1-2に示すとおりである。

表 4-1-1 大気測定結果

測定局	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素		光化学オキシダント		微小粒子状物質	
	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (mg/m ³)	達成 状況	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (μg/m ³)	達成 状況
大月	0.001	○	0.016	○	0.016	○	0.039	×	15.1	×
都留	-	-	0.016	○	0.010	○	0.039	×	-	-

注1) 達成基準は、環境基準の長期的評価によるものであること。

注2) 光化学オキシダントの年平均値は、昼間の日最高1時間値の年平均値

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

表 4-1-2 光化学スモッグ注意報発令日数

地域 \ 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
上野原地域	12	4	4	7	12	14	3	2	11	2
大月地域	3	2	1	3	4	4	3	1		
都留地域			1					1		
東山梨県地域										
吉田地域										
笛吹地域				1						
甲州地域			1							
韮崎地域			1							
南アルプス地域			1				1			
峡南南部地域	2	1	1	3		3	2	1		
発令延日数	12	5	5	9	12	15	4	3	11	2
健康被害者数										

※注意報発令基準：オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。

※発令日数は同日に 2ヶ所以上で発令しても 1日として数える。

※発令地域名は平成 21 年 4 月 1 日現在

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

4-1-2 悪臭

山梨県では平成 17 年 2 月 1 日(山梨県告示 496 号)から臭気指数による規制を定めている。計画地周辺の大月市、都留市の一部が規制対象地域となっている。

また、山梨県の悪臭に対する公害苦情件数の状況は、平成 22 年度に 142 件へと増加し、翌年の平成 23 年度は 133 件で減少したものの、以前よりやや多くなっている。

4-1-3 騒音・振動

(1) 騒音

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に定められており、一般地域、道路に面する地域及び特例として幹線道路に近接する空間の環境基準がそれぞれ指定されている。本事業の計画地に指定はない。

「騒音規制法」により、規制指定地域における特定施設を有する工場及び事業場、特定建設作業及び自動車騒音等に対し、騒音の規制基準を設けている。本事業の計画地は、騒音の規制基準第4種区域に指定されている。

また、山梨県の騒音に対する公害苦情件数の状況は、平成23年度は75件と、ここ数年での平均的な件数となっている。

(2) 振動

振動については、「振動規制法」により規制指定地域における特定施設を有する工場及び事業場、特定建設作業及び道路交通振動等に対し、振動の規制基準を設けている。

本事業の計画地は、振動の規制地域第2種区域に指定されている。

また、山梨県の振動に対する公害苦情件数の状況は、平成23年度は1件と他の公害苦情件数と比べて少なくなっている。

4-1-4 水質汚濁

(1) 水質

1) 水質汚濁に係わる環境基準

計画地に隣接する笹子川は生活環境の保全に関してはA類型に指定されている。水生生物の保全に関しては生物A類型に指定されている。

2) 水質測定結果

計画地周辺における公共用水域水質測定結果は、表4-1-3～4に示すとおりである。

表 4-1-3 平成23年度公共用水域水質測定結果（環境基準点）

水域名	地点名	類型	水生生物	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全亜鉛	ノニルフェノール
			類型		mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml	mg/l	mg/l
笹子川	西方寺橋	A	生物A	7.6～8.1	0.8	2	10	9,500	0.001	未測定

備考) 1. 数値は年平均

2. BODは日間平均値の年間の75%値

3. pHは最小値～最大値

出典：「やまなしの環境2012」（山梨県大気水質保全課 平成24年版）

山梨県ホームページ（平成23年度公共用水域水質測定結果）

表 4-1-4 平成 23 年度公共用水域水質測定結果（環境基準点以外の地点）

水域名	地点名等		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
			—	mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
笹子川	藤沢橋上流 (富士見沢橋)	8月	7.6	<0.5	6	9	17,000
		2月	7.2	<0.5	<1	12.6	790
真木川	初月橋上流	8月	7.6	<0.5	19	9.2	24,000
		2月	7.3	0.9	1	13.4	700
桂川合流	大月橋下	8月	7.8	0.6	4	9.9	35,000
		2月	7.7	0.8	2	11.7	1,100
葛野川	桂川合流手前	8月	7.4	0.5	8	8.9	33,000
		2月	7.4	0.5	5	12.6	1,100
桂川	下畑橋下流	8月	7.7	0.5	7	9.1	28,000
		2月	7.5	0.5	2	12.6	1,300

(2) 水象

計画地は相模川水系に属する笹子川に隣接している。笹子川は計画地の西側の笹子峠付近を水源とし、計画地より下流にて、大鹿川、藤沢川、宮川、真木川等の支川を集め、計画地下流約 8km 地点で桂川と合流し桂川となり、流下して神奈川県内において相模川となる。

4-1-5 地形及び地質

(1) 地形・地質

1) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の調査結果は表 4-1-5 に示すとおりである。重要な地形及び地質として「藤野木－愛川構川構造線」、「都留市の宝鉾山」及び「滝子山」が存在する。

表 4-1-5 計画地及びその周辺に分布する重要な地形・地質

所在地	名称
笛吹市・大月市・上野原市	藤野木－愛川構川構造線
都留市	都留市の宝鉾山
大月市	滝子山

2) 地形

計画地の大月市笹子町白野は桂川上流の支流、笹子川流域に位置する。計画地は標高約550mで笹子川右岸の谷底低地、「古期土石流扇状地および堆積面」上に位置する。

計画地及び南側の山地斜面は危険地区には該当していない。

3) 地質

計画地は、地体構造区分上、南部フォッサマグナに位置し、フォッサマグナに広く分布する新第三系が基盤となっている。

計画地周辺に分布する地質は、新第三紀中新世の御坂層群と富士川層群に対比される地層群である。

計画地付近に分布する基盤地質は、古第三紀瀬戸川層群の最上部、春気川累層に該当する。この地層は主に粘板岩、千枚岩、頁岩からなる。

主要な活断層としては、計画地の南側、鶴ヶ鳥屋山の北側斜面を藤野木一愛川構川構造線が東西に走っており、計画地の東方、藤沢川より東側の構造線上に扇山断層が存在する。また、笹子川一藤沢川合流点付近を発端に西北西方向および南南西方向にそれぞれリニアメントが存在する。

(2) 土壌

土壌汚染については、平成 15 年 2 月に「土壌汚染対策法」が施行され、基準に適合しない土地がある場合その土地を指定区域として指定している。計画地周辺に指定されている区域はない。

(3) 地盤沈下

山梨県では地盤沈下の状況及びその兆候を調査するため、昭和 49 年度から甲府市折に基準点を設置し、37 の観測点で一級水準測量調査を行っている。計画地周辺では実施されていない。

4-1-6 動植物及び生態系

(1) 植物

1) 植物相

計画地は市域を東西に流れる桂川支流の笹子川沿いの低地に位置し標高 550m 程度であるが、計画地のすぐ南側には御坂山塊に連なる山地がせまっている。大月市の中でも低標高の比較的温暖な地域に位置しており暖地性植物の分布域となっているが、周辺山地上部には温帯性植物の分布域がせまっている。

2) 特定植物群落・天然記念物(植物)

計画地周辺で確認されている特定植物群落 5 箇所及び巨木林 1 箇所は山梨県自然環境保全地区又は山梨県自然記念物となっている。また植物に関する天然記念物 9 箇所は、社寺や個人宅の敷地内または道路付近に生育している樹木である。

3) 植生

「自然環境保全基礎調査 第 2-5 回植生調査重ね合わせ植生」(1999 年 環境省自然環境情報 GIS 提供システム)によると、計画地周辺の植生は、図 4-1-12 に示すとおりである。これによると、計画地周辺は造成地、裸地、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、クヌギ・コナラ群集等のヤブツバキクラス域の代償植生が分布している。また、周辺山地上部はカラマツ植林、クリ・ミズナラ群落、イヌブナ群集、ヤマボウシ・ブナ群集等のブナクラス域の植生が分布している。

(2) 動物

計画地がある大月市には、山地を中心に約 1,400 種の野生動物が生息しており、ツキノワグマ、ニホンザル、カモシカ、オオタカ、カジカガエルなどの動物が観察されている。また、計画地周辺を流れる桂川・笹子川やその支流をなす真木川・葛野川にはイワナ・ヤマメ・アマゴが確認されている。

1) 哺乳類

大月市内では、6 目 12 科 19 種の哺乳類が確認されている。このうち、重要種としてはモモンガ、ムササビ、ヤマネ、ツキノワグマ、オコジョ及びカモシカが確認されている。

2) 鳥類

大月市内及び計画地周辺では 16 目 46 科 169 種の鳥類が確認されている。このうち、重要種は 48 種の鳥類が確認されており、オオタカ、クマタカなどの猛禽類、アカショウビンやブッポウソウ、サンコウチョウなどの主に樹林で繁殖する鳥類が多く確認されて

3) 両生類・爬虫類

計画地のある大月市では、両生類は 2 目 6 科 10 種、爬虫類は 1 目 5 科 8 種が確認されている。このうち、重要種としてはアカハライモリ、ナガレタゴガエル、トノサマガエル、シマヘビの 4 種がそれぞれ確認されている。

4) 昆虫類

計画地のある大月市及びその周辺では、7 目 35 科 206 種の昆虫類が確認されている。目別にみると、チョウ目、コウチュウ目の種類数が多く、全体の 9 割以上を占めており、特にチョウ類に関しては昭和 30 年代頃から詳細に調査されている。計画地周辺にはミヤマアカネ、オオツノカメムシ、ムラサキカメムシ、

マダラウスバカゲロウ、ハヤシミドリシジミ、アメリカシロヒトリ、ヒメボタル、キボシカミキリ及びクロスズメバチの9種の生息が確認されている。

確認されている昆虫類のうち、重要種としては、ホシチャバネセセリ、ギンイチモンジセセリなどの草地に生息する蝶類、オオムラサキなどの主に樹林に生息する種など合計21種が確認されている。

5) 魚類

計画地のある大月市及びその周辺水域で確認されている魚類は6目8科18種(亜種を含む)が確認されている。確認されている魚類のうち、重要種としては、アカザ、ヤマトイワナ、ニッコウイワナ、ヤマメ、アマゴ、カジカの6種が確認されている。

6) 底生動物

計画地のある大月市及びその周辺水域で確認されている底生動物は、3門4綱7目14科26種が確認されている。確認されている底生動物のうち、重要種は確認されていない。

(3) 生態系

山岳部では、クヌギ・コナラなどの広葉樹林やアカマツ植林等の樹林を中心とした生態系が成立している。

水辺環境としては笹子川沿いの低地では、樹林～草地～芝地、笹子川では、樹林～草地、水域からなる生態系が成立している。

4-1-7 景観・人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観

主な景観として富士山などを望む優れた景観がある場所として大月市選定の秀麗富嶽十二景(滝子山・本社ヶ丸等)、都留市選定の都留市二十一秀峰(本社ヶ丸・鶴ヶ鳥屋山等)がある。

(2) 自然との触れ合いの活動の場

計画地周辺の自然との触れ合いの活動の場は、表4-1-6に示すとおりである。

表 4-1-6 計画地周辺の自然との触れ合いの活動の場

市町村名	名称	概要
大月市笹子町	笹子河川親水公園	多目的スポーツ広場・憩いの広場
都留市大幡	宝の山ふれあいの里	キャンプ場

出典：都留市ホームページ
大月市ホームページ

4-1-8 自然環境保全に係る地域

(1) 自然公園

山梨県には3つの国立公園、1つの国定公園及び2つの県立公園がある。計画地周辺には自然公園はない。

(2) 自然環境保全地区

山梨県には13の自然環境保全地区、12の景観保存地区、5の歴史景観保存地区、1の自然活用地区があり、計画地周辺では滝子山が自然保存地区に指定されている。

(3) 鳥獣保護区

計画地に鳥獣保護区の設定はないが、計画地周辺では9箇所設定されている。計画地5km以内にある鳥獣保護区は滝子山周辺と都留いきものふれあいの里周辺である。

4-1-9 環境への負荷

(1) 廃棄物等

計画地及び周辺市町村における一般廃棄物処理施設の状況は表 4-1-7 に示すとおりである。

表 4-1-7 一般廃棄物処理施設の状況（平成 24 年 8 月現在）

利用市町村 名処理施設		大月市		都留市	
		施設名	規模	施設名	規模
ごみ 処理 施設	ごみ焼却 施設	まるたの森 クリーンセンター	104 t / 日	まるたの森 クリーンセンター	104 t / 日
	粗大ごみ 処理施設	まるたの森 クリーンセンター	7 t / 5 時間	まるたの森 クリーンセンター	7 t / 5 時間
	一般廃棄物 最終処分場	—	—	—	—
し尿 処理 施設	し尿処理 施設	大月都留広域 事務組合 し尿処理施設	90 KL / 日	大月都留広域 事務組合 し尿処理施設	90 KL / 日
	コミュニティプラント	—	—	—	—

出典：「やまなしの環境 2012」平成 24 年度版 山梨県環境整備課
 まるたの森クリーンセンター ホームページ

(2) 温室効果ガス

山梨県が推進する主な地球温暖化対策は表 4-1-8 に、周辺市町村の状況は表 4-1-9 に示すとおりである。

山梨県では平成 21 年 3 月に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進している。

表 4-1-8 山梨県の地球温暖化対策

CO ₂ 削減 目標	短期目標 (2012年)	平成24年までに、京都議定書基準(平成2年)レベル(平成17年に比べ15.9%)に削減。さらに森林県を活かした森林整備により、京都議定書基準年(平成2年)比15.7%相当のCO ₂ を吸収する。
	中期目標 (2020年)	削減対策により、平成17年比23.2%削減する。また、森林による吸収量は2012年までの吸収量と同等量の確保に努め、2005年比13.2%相当分を吸収する。全体で2005年比13.2%相当分を吸収する。
	長期目標 (2050年)	再生可能エネルギーの積極的な導入、森林整備による吸収、排出権取引等の新たな手段をフルに活用し、全体で県内の二酸化炭素排出量と吸収量が均衡する「CO ₂ ゼロやまなし」の実現を目指す。
主な取組	排出抑制 対策	・温室効果ガス排出抑制計画制度の実施
		・中小企業者に対する省エネ機器導入の支援
		・環境家計簿の普及促進
		・運転事業者の取組の促進(自動車環境計画)
		・エコドライブ運動の推進
		・公共交通機関の利用促進
	森林吸収 源対策	・効率的な間伐の実施
		・公益性の確保が必要な私有林を「環境公益林」と位置付け整備を推進
		・企業が行う森づくり活動によるCO ₂ 吸収量の認証
	再生可能 エネルギーの 導入	・山梨県地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガス排出抑制計画における排出量のオフセット
		・個人住宅用太陽光発電設備の導入支援
		・メガソーラー発電所の整備
		・小水力発電の普及啓発、情報提供、指導助言及び県によるモデル施設の整備
		・山梨県木質バイオマスの推進計画の推進
	その他共 通的・基盤 的施策	・木質バイオマス支援センターの設置
		・都市機能の集約化、資源・エネルギー消費の軽減により持続的に発展できる都市構造を形成
・やまなし環境教育実施指針に基づく事業の実施		
・山梨大学等と連携した産学官による燃料電池の技術開発		
		・県内の温室効果ガス排出構造の調査研究

出典：「やまなしの環境2012」平成24年度版 山梨県環境整備課

表 4-1-9 周辺市町村の地球温暖化対策

市町村名	主な取組
大月市	市内の施設等を対象とし平成 20 年から平成 25 年度の 5 年間で毎年 1%の削減を目標とし平成 25 年までに（平成 19 年度を基準とした）マイナス 5%削減を目標とする。 自然エネルギーの導入促進 グリーン購入の促進 節電・節水等 アイドリングストップの徹底とエコドライブ運動の実施 ゴミの減量やリサイクル
都留市	環境負荷の低減に配慮した事務の執行 環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎等の維持管理 節電・節水等 ゴミの減量やリサイクル 自然エネルギーの導入促進 「市職員グリーン・デー」の設定

出典：第 2 次大月市地球温暖化対策実行計画

：都留市地球温暖化対策実行計画

(3) オゾン層の破壊物質

山梨県のオゾン層保護のため主な施策は表 4-1-10 に示すとおりである。

オゾン層破壊物質とされるフロンの回収・破壊を推進している。

表 4-1-10 山梨県のフロン回収施策

主な取組	
平成 9 年	「山梨県フロン回収促進協議会」の設立
平成 13 年	フロン回収・破壊法制定
平成 17 年	使用済自動車の再資源化等に関する法律
平成 19 年	改正フロン回収・破壊法制定
回収実績（平成 23 年度）	
冷凍空調機器	8,653 台 18,224.98kg

出典：「やまなしの環境 2012」平成 24 年度版 山梨県環境整備課

4-2 地域の社会的状況

4-2-1 人口

大月市の世帯数は横ばい状態、人口は減少傾向となっている。

近隣の状況については、笹子町は平成 24 年 10 月 1 日現在では 417 世帯で 1,129 人であり、世帯数は横ばい状態、人口は減少傾向となっている。

また、その他の周辺市町村の人口についても全ての市町村で減少傾向となっている。

4-2-2 産業

(1) 産業構造

大月市の就業者は、平成 22 年 10 月 1 日現在で第一次産業 189 人、第二次産業 4,116 人、第三次産業 8,131 人となっている。人数をみると全ての産業で減少しており、割合をみると第一次及び第二次産業では減少傾向、第三次産業では増加傾向となっている。

(2) 農林業

大月市の農業は、水稲、野菜、果樹などが行われている。農業就業者の高齢化や後継者不足などによって、耕作面積、農業粗生産額も減少し、農家一戸あたりの生産農業所得は年々減少している。

林業についても保有山林面積 5ha 以下の小規模林家が約 8 割を占める事や木材価格の低迷により厳しい状況が続いている。

(3) 工業

大月市の工業は、繊維産業を基盤に発展してきたが、近年は機械及び電気・電気機械器具などの製造業種の出荷割合が増加している。

(4) 商業

大月市の商業は小売業が中心だったが、道路網が整備され市民の購買・消費の圏域が拡大したことから商店数、商品販売額ともに減少傾向にある。

4-2-3 土地利用

大月市は総面積 28,030 ha、林野 24,319 ha、耕地 288 ha、その他 3,423 ha であり、林野の割合が 87%と山梨県全体の 78%（林野 347,313ha/総数 446,537ha）を上回っている。

4-2-4 水利用

(1) 水道

大月市の給水人口は平成 23 年度 26,852 人で普及率は総人口 28,126 人に対して 95.5%となっている。

(2) 漁業権

計画地周辺の河川には桂川漁協と都留漁協の漁業権が設定されている。

4-2-5 交通

計画地周辺の交通網は国道 20 号線、中央自動車道、J R 中央本線が笹子川沿いに集中して通っている。計画地へのアクセス道路は国道 20 号線である。

道路交通量は平成 22 年現在、平日 12 時間の交通量は国道 20 号線で 6,644 台、初狩停車場線 797 台と主に国道 20 号線が周辺の交通を担っている。

4-2-6 公共施設

計画地周辺の環境保全上配慮を要する公共施設は、表 4-2-11 に示すとおりである。

表 4-2-11 計画地周辺の環境保全についての配慮が必要な施設

市町村	施設名
大月市初狩町	初狩保育所
大月市初狩町	初狩小学校
都留市大幡	宝保育所
都留市大幡	宝小学校

4-2-7 観光・レクリエーション

山梨県は富士山をはじめとする山岳景観や豊かな自然環境、ブドウ、モモに代表されるフルーツ、さらに温泉やワイン、宝飾、絹織物など、数多くの観光資源を有している。

4-2-8 史跡文化財

計画地及び周辺市町村における指定文化財の状況は表 4-2-12 に示すとおりである。

表 4-2-12 指定文化財の状況

市町村名	国指定・ 選択・登録	県指定・ 選定	市町村指定	合計
大月市 笹子町	1	2	1	4
大月市 初狩町	1	1	3	5
大月市 大月町	1	1	5	7
大月市 賑岡町	—	3	4	7
大月市 七保町	—	2	12	14
大月市 猿橋町	2	—	4	6
大月市 富浜町	—	1	5	6
都留市	2	9	84	95
甲府市	30	47	68	145

出典：大月市統計書 平成 23 年版

都留市ホームページ 平成 25 年

甲府市ホームページ 平成 25 年

4-2-9 関係法令

(1) 公害防止に係る地域

計画地及び周辺市町村の公害防止に係る指定・規制の状況は表 4-2-13 に示すとおりである。

表 4-2-13 計画地及び周辺市町村の公害防止に係る法令等の指定状況

名称	規制内容	計画地の 指定状況	周辺市町村 の指定状況
騒音規制法 山梨県生活環境の保全に関する条例	特定施設・特定建設作業等 騒音の規制	○	○
振動規制法	特定施設・特定建設作業等 振動の規制	○	○
悪臭防止法	悪臭原因物の排出規制地域	○	○

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課平成 24 年版）資料 9

(2) 基準の類型指定

環境基準における計画地周辺の指定状況は表 4-2-14 に示すとおりである。

表 4-2-14 計画地の環境基準類型指定

項目		該当類型
生活環境の保全に関する環境基準	笹子川全域	A
水生生物の保全に係る環境基準	笹子川全域	河川生物 A

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課平成 24 年版）資料 9

(3) 環境保全に係る事項

1) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

大月市の環境保全に係る方針は表 4-2-15 に示すとおりである。

「みんなで住み続けたい緑と環境のまち」を将来像とし、5 つの基本目標を定めている。

表 4-2-15 大月市の環境保全に係る方針

項目	主要施策
<基本目標 1> 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち	◇自然環境の保全と適正管理 ◇観光資源や自然とのふれあいの場の整備、充実 ◇歴史文化資源の保全と活用
<基本目標 2> 健康で快適に安心して暮らせるまち	◇大気・水質・土壌等の環境改善 ◇有害化学物質による環境リスクの低減 ◇まちの魅力を高める緑の整備・創出 ◇災害の防止
<基本目標 3> 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち	◇ごみの減量化・資源化の推進 ◇廃棄物の不法投棄禁止及び処理 ◇ごみゼロ運動の推進 ◇自然エネルギー資源の有効活用
<基本目標 4> 市民みんなで環境への取り組みを实践するまち	◇環境学習の推進 ◇環境パートナーシップの構築 ◇環境保全への普及啓発の推進
<基本目標 5> 地球環境の保全に貢献するまち	◇地球環境問題への意識の向上 ◇地球環境保全対策の推進

出典：大月市環境基本計画（改定版）平成 21 年 3 月 大月市市民課

2) 保全に関する取組状況

環境保全に関する取組状況は表 4-2-16 に示すとおりである。

表 4-2-16 大月市の環境保全に関する主な取組

項目	主な取組
生ごみ処理容器購入助成事業	生ごみ処理容器および処理機の利用を奨励するとともに購入に際しては補助がある
民間建築物アスベスト除去 工事等補助	吹付けアスベスト等の調査や除去工事等(除去、封じ込め、又は囲い込みの措置)を行う場合に、その費用の一部を補助する
生活環境保全事業	継続的に河川の水質検査を年2回(夏・冬)、5地点で実施
大月市分別収集計画	容器包装廃棄物の分別・リサイクル
小型焼却炉撤去事業	ダイオキシン類の排出規制により、家庭で使用していた焼却炉(基準外)の無料回収
地球温暖化対策	温室効果ガスの削減

出典：大月市ホームページ 平成25年

第5章 方法書、準備書に対する意見及び事業者の見解

